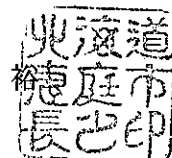


恵庭市告示第101号

次のとおり公印の調製及び廃棄を行うので、恵庭市公印規程（昭和44年訓令第2号）第6条の規定により告示する。

令和7年8月4日

恵庭市長 原 田



記

1 調製する公印

公印 番号	公印 種類	区分	印 影	寸 法	用 途
342 ～ 344	職印 市長印	専用		0.4cm×1.7cm ゴム製	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者証明書に記録された事項の変更に係る追記用。

2 廃棄する公印

公印 番号	公印 種類	区分	印 影	寸 法	用 途
306 ～ 308	職印 市長印	専用		0.4cm×1.7cm ゴム製	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者証明書に記録された事項の変更に係る追記用。

2 調製及び廃棄日 令和7年8月4日